

(旅行サービス手配業者不利益処分基準:別表)

	根拠条文	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考)罰則
登録に関するもの	1 法第23条	登録違反	—	一年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	2 法第23条、第26条第1項	不正の手段による新規登録	60日間の業務の停止 又は登録の取消し	一年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	3 法第32条	名義貸し、営業の貸渡し等	60日間の業務の停止 又は登録の取消し	一年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又は併科
	4 法第27条第1項	登録事項変更届未届け等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	5 法第37条第1項第2号	登録後に登録拒否事由に該当、登録時拒否事由に該当していたことが登録後に判明	是正されるまで業務の停止 又は登録の取消し	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科
事業の実施体制に関するもの	6 法第28条第1項又は第2項	旅行サービス手配業務取扱管理者不選任	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	7 法第28条第1項	旅行サービス手配業務取扱管理者の職務義務違反	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
	8 法第28条第4項	他営業所との管理者兼務	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	9 法第28条第6項	旅行サービス手配業務取扱管理者定期研修の未受講	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	10 法第33条第1項	無登録の旅行サービス手配業者の使用	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
取引行為に係るもの	11 法第30条	契約書面不交付	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	12 法第31条第1項	禁止行為(故意の事実隠蔽、不実告知)	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	13 法第31条第2項	禁止行為(債務履行の不当な遅延)	行政指導→ 6日間の業務停止	なし
	14 法第31条第3項	禁止行為(旅行地で施行されている法令違反行為の斡旋、便宜供与等)	18日間の業務停止	なし
その他	15 法第37条第1項	業務停止命令違反	60日間の業務停止 又は登録の取消し	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科
	16 法第36条	業務改善命令違反	18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	17 法第70条第1項及び第3項	虚偽報告及び立入検査拒否等	18日間の業務停止	30万円以下の罰金

(注1) 6から10までの違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。

14日以内	0日
15日超1ヶ月以内	3日
1ヶ月超6ヶ月以内	5日
6ヶ月超1年以内	10日
1年超	15日

(注2) 14の違反については、違反回数が5回増える毎に2日間を上表の日数(本文2の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。